

第1号議案

職員給与規程の変更について

(案)

大規模災害時の初動対応体制の強化を目的に、別紙のとおり、職員給与規程の変更を行う。

施行日：2021年11月4日

以 上

【添付資料】

別紙1：職員給与規程 変更案 新旧対照表

住宅手当の支給規定 変更案 新旧対照表

(別紙)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(住宅手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>一 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>二 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(住宅手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>一 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>二 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額</p> <p><u>三 緊急災害対応業務に係る研修等を受講し、かつ、所属長及び対応組織の統括を担う総務部長が認めた職員が当機関から徒歩1時間圏内（4キロメートル以内）に住宅を借り受け、家賃を支払っている場合には、職員家賃の月額を上限とし、前号の額に28,000円を加算した額</u></p>
<p>第13条～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (平成27年7月15日) (略)</p> <p>附則 (平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則 (平成28年3月23日) (略)</p> <p>附則 (平成29年2月15日) (略)</p>	<p>第13条～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (平成27年7月15日) (略)</p> <p>附則 (平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則 (平成28年3月23日) (略)</p> <p>附則 (平成29年2月15日) (略)</p>

<p>附則（平成29年3月29日）（略） 附則（平成29年5月12日）（略） 附則（平成30年2月7日）（略） 附則（2019年1月24日）（略） 附則（2020年1月22日）（略） 附則（2021年2月17日）（略）</p> <p>別表1～別表6（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則（平成29年3月29日）（略） 附則（平成29年5月12日）（略） 附則（平成30年2月7日）（略） 附則（2019年1月24日）（略） 附則（2020年1月22日）（略） 附則（2021年2月17日）（略） <u>附則（2021年11月4日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この規程は、2021年11月4日から施行する。</u></p> <p>別表1～別表6（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---